

令和 7 年度研修実施計画（案）

裁判所職員総合研修所

目 次

第 1 研修	1
1 中央研修	1
2 高裁委嘱研修	7
3 各庁委嘱研修	10
4 研究	10
5 委託研修	11
6 自序研修	11
第 2 協議会	12
第 3 養成	13
1 裁判所書記官養成課程	13
2 家庭裁判所調査官養成課程	13

※期間は、休日を除く実日数を記載している。

※このほか各分野における課題への取組の進展状況、喫緊の課題の発生等に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

※リモートにより実施予定の研修は、実施時期に「(リモート)」と記載している。

第1 研修

1 中央研修

(1) 業務内容に応じた専門性・能力の向上等を目的とした研修

ア 裁判事務に関するもの

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	場 所	人 員	備 考
1	家事実務研究会 ※司研合同	家事事件の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な審理、判断に資する。	7. 11. 5(水) ～11. 7(金) (リモート)	3 日	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	約 100	家裁で家事事件を担当する書記官、家裁調査官
2	少年実務研究会 ※司研合同	少年事件の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な審理、判断に資する。	7. 9. 10(水) ～9. 12(金) (リモート)	3 日	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	約 100	家裁で少年事件を担当する書記官、家裁調査官
3	民事実務研究会 ※司研合同 を検討中	民事事件の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な審理、判断に資する。	7. 6. 16(月) ～6. 17(火) (リモート)	2 日	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	約50	高・地・簡裁で民事事件を担当する書記官
	第1回		7. 12. 5(金) (リモート)	1 日	裁判所職員 総合研修所	約50	
	第2回		8. 2. 20(金) (リモート)	1 日	裁判所職員 総合研修所	約50	
4	刑事実務研究会 ※司研合同	刑事事件の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な審理、判断に資する。	7. 6. 16(月) ～6. 17(火) (リモート)	2 日	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	約60	高・地・簡裁で刑事事件を担当する書記官
5	家事特別研究会 ※司研合同	後見関係事件等の運用上の諸問題について研究及び討議を行うことにより職務遂行能力の向上を図り、もって適正かつ迅速な審理、判断に資する。	7. 10. 1(水) ～10. 2(木) (リモート)	2 日	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	約50	家裁で後見関係事件を担当する書記官

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	場 所	人 員	備 考
6	家庭裁判所 調査官 特別研修	行動科学等の更なる専門性の獲得及び深化を図り、現場の調査事務の質向上に寄与させ、的確な調査事務を追求する能力の発展を図る。	7. 10. 14(火) ～10. 16(木) (リモート)	3 日	裁判所職員 総合研修所	約50	家庭裁判所調査官実務研修又は令和4年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
			7. 12. 3(水) ～12. 5(金)	3 日		約40	
			8. 1. 21(水) ～ 1. 23(金) (リモート)	3 日		約50	
7	家庭裁判所調査官 応用研修	専門的知識及び技能を応用して、複雑困難な事件についても円滑な調査事務の遂行を確保できる能力の向上を図る。	7. 7. 1(火) ～ 7. 4(金)	4 日	裁判所職員 総合研修所	未定	家裁調査官任官後、3年以上経過した者のうち家庭裁判所調査官実務研修又は家庭裁判所調査官応用研修を終了していないもの
8	速記官中央研修	裁判所が当面する諸問題に関する理解を更に深めさせるとともに、裁判部の一員としての職務意識の高揚を図る。	7. 6. 25(水) ～ 6. 26(木) (リモート)	2 日	裁判所職員 総合研修所	約20	速記官（速記管理官及び速記副管理官を除く。）
9	執行官実務研究会	社会の変化に的確に対応できる事務処理能力を身につけるとともに、前例のない特殊困難な事案等に対応できる知識や論理的思考力を養う。	8. 2. 25(水) ～ 2. 27(金)	3 日	裁判所職員 総合研修所	未定	執行官
10	新任執行官研修	職務遂行に必要な知識を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	7. 5. 20(火) ～ 5. 23(金)	4 日	裁判所職員 総合研修所	未定	令和6年4月2日以後に執行官に任命された者又は執行官事務取扱書記官に指定された者

イ 事務局事務に関するもの

(ア) 管理職員及び中間管理職員を対象者とするもの

番号	名 称	目的	実 施 時 期	期間	場 所	人 員	備 考
11	研修指導研究会	高裁委嘱研修、各庁委嘱研修及び自庁研修の指導者を養成する。	7. 5. 28(水) ～ 5. 30(金)	3 日	裁判所職員総合研修所	約50	次席書記官、総括主任書記官、主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、裁判部企画官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官、主任家裁調査官、総括企画官、課長、文書企画官、企画官、課長補佐、専門官
			7. 12. 1(月) ～12. 3(水) (リモート)	3 日			

(イ) 中間管理職員を対象者とするもの

番号	名 称	目的	実 施 時 期	期間	場 所	人 員	備 考
12	実務指導研究会	書記官プラッシュアップ研修の指導者を養成する。	①7. 5. 9(金) (リモート)	2 日	裁判所職員総合研修所	約50	書記官プラッシュアップ研修の講師となる予定の者
			②7. 5. 14(水)				
			①7. 5. 9(金) (リモート)	2 日			
13	情報セキュリティ研修	各庁において、情報セキュリティインシデント対応の責任者や職員の情報セキュリティリテラシー向上の旗振り役を担う管理職員に対し、専門知識や最新の知見を習得させる。また、事例検討などを通じて、実際に情報セキュリティ事故が発生した場合の対処能力等の向上を図り、情報セキュリティ事故を未然に防止するための方策の立案・実施に向けて考える力を身に付けさせる。	②7. 5. 15(木)	2 日	裁判所職員総合研修所	約40	[REDACTED] の事務を補助する者（管理職以上の者）
			①7. 5. 9(金) (リモート)	1 日			

(ウ) 管理職員以外の職員を対象者とするもの

番号	名 称	目的	実 施 時 期	期間	場 所	人 員	備 考
14	係長等 (総務担当) 研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	①7. 9. 24(水) (リモート)	3 日	裁判所職員総合研修所	約50	高・地・家裁本庁の総務事務を担当する係長、専門職
			②7. 10. 2(木) ～10. 3(金)				

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	場 所	人 員	備 考
15	係 長 等 (人 事 担 当) 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	①7. 10. 14(火) (リモート) ②7. 11. 5(水) ～11. 6(木)	3 日	裁判所職員 総合研修所	約70	高・地・家裁本 庁の人事事務を 担当する係長、 専門職
16	係 長 等 (会 計 担 当) 研 修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	①7. 11. 11(火) ～11. 12(水) (リモート) ②7. 11. 17(月) ～11. 18(火)	4 日	裁判所職員 総合研修所	約60	高・地・家裁本 庁の会計事務を 担当する係長、 専門職又は営繕 専門職(最高裁 を含む。)
17	訟 廷 管 理 係 長 研 修	訟廷管理係長として職務を遂行するために必要な知識及び技能を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。	7. 5. 16(金)	1 日	裁判所職員 総合研修所	約20	令和7年4月1 日付けで訟廷の 管理係長に任命 された者
18	研 修 事 務 担 当 者 研 修	研修の企画、実施等に必要な知識及び技能を付与することにより、執務能力の向上と職務意識の高揚を図り、もって高裁委嘱研修、各庁委嘱研修及び自庁研修の充実を図る。	7. 6. 11(水) ～ 6. 12(木)	2 日	裁判所職員 総合研修所	約40	研修事務を担当 する高・地・家裁 の係長、専門職、 主任
19	情 報 处 理 研 修	情報化の推進に向けて、職員全体のレベルアップを図るための指導的役割を果たす者を広く養成する。	7. 9. 18(木) (リモート)	1 日	裁判所職員 総合研修所	約100	情報化の推進に 指導的役割を果 たすことが期待 される行(一) 職員(家裁調査 官を除く。)

ウ 管理業務に関するもの

(ア) 管理職員を対象者とするもの

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	場 所	人 員	備 考
20	トッピマネ ジメント 研 究 会	トッピマネジメントに 必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	7. 9. 16(火) (リモート)	1 日	裁判所職員 総合研修所	約 280	地・家・簡裁の 首席家裁調査 官、首席書記 官、事務局長 (全員)
							地・家・簡裁の 首席家裁調査 官、首席書記 官、事務局長
21	首 席 家庭裁判所 調 査 官 研 究 会	首席家裁調査官として 必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、総合的な組織運営能力の向上を図る。	7. 9. 1(月) ～ 9. 2(火) (リモート)	2 日	裁判所職員 総合研修所	8	高裁所在地の首 席家裁調査官
							首席家裁調査官 (全員)

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	場 所	人 員	備 考
22	管 理 者 研 究 会 (組織運営) ※ 司 研 合 同	支部運営を始めとする組織運営に関する研究及び討議を行うことにより、幹部職員としての管理能力の向上と意識の高揚を図る。	①7. 5. 20(火) (リモート) ②7. 6. 5(木) ～ 6. 6(金) (リモート)	3日	司法研修所 及び 裁判所職員 総合研修所	未定	次席書記官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官(次席家裁調査官の経験がある者)、次長
23	裁 判 部 ゼ ネ ラ ル マ ネ ジ メ ン ト 研 究 会	次席家裁調査官、次席書記官又は総括主任家裁調査官として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	7. 11. 27(木) (リモート)	1日	裁判所職員 総合研修所	未定	地・家・簡裁の次席書記官(地裁の次席書記官の併任を受けている簡裁の首席書記官を含む。)、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官
24	次席書記官研究会	次席書記官として必要な指導監督等に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	①7. 7. 8(火) (リモート) ②7. 11. 27(木) (リモート)	2日	裁判所職員 総合研修所	未定	地・家・簡裁の次席書記官(地裁の次席書記官の併任を受けている簡裁の首席書記官を含む。)
25	次 席 家庭裁判所調査官等 研 究 会	次席家裁調査官又は総括主任家裁調査官として必要な指導監督に関する研究を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	①7. 9. 8(月) (リモート) ②7. 11. 28(金) (リモート)	2日	裁判所職員 総合研修所	未定	次席家裁調査官、総括主任家裁調査官
26	管 理 者 研 究 会	幹部職員として、その職務を遂行するために必要な広い視野と高い識見を習得させるとともに、当面する諸問題の研究及び討議を行うことにより、管理能力の向上と意識の高揚を図る。	①7. 4. 15(火) ～ 4. 17(木) (リモート) ②7. 4. 21(月) ～ 4. 22(火)	5日	裁判所職員 総合研修所	未定	新たに局長(高裁を除く。)、次長、事務部長、首席書記官、次席書記官、総括主任書記官、首席家裁調査官、次席家裁調査官、総括主任家裁調査官、首席技官(最高裁)、次席技官(最高裁)等に任命された者

(イ) 中間管理職員を対象者とするもの

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	場 所	人 員	備 考
27	中間管理者研修Ⅰ	中間管理者として、その職務を遂行するために必要な高い識見及び管理技法を習得させることにより、職務意識の高揚と管理能力の向上を図る。	①7. 9. 4(木) ～ 9. 5(金) (リモート) ②7. 10. 7(火) ～10. 8(水)			約 100	
			①7. 9. 4(木) ～ 9. 5(金) (リモート) ②7. 10. 9(木) ～10. 10(金)	各 4日	裁判所職員 総合研修所	約 100	昇任後おおむね 7年未満の主任 書記官若しくは 主任家裁調査 官、速記管理 官、速記副管理 官、課長補佐、 専門官、班長又 は主任技官の職 にある者
			①8. 1. 14(水) ～ 1. 15(木) (リモート) ②8. 2. 3(火) ～ 2. 4(水)			約 100	
			①8. 1. 14(水) ～ 1. 15(木) (リモート) ②8. 2. 5(木) ～ 2. 6(金)			約 100	
28	中間管理者研修Ⅱ	中間管理者として困難な職務を遂行するために必要な広い視野と高い識見及び管理技法を習得させることにより、職務意識の高揚と管理能力の向上を図る。	①7. 10. 21(火) (リモート) ②7. 10. 23(木) ～10. 24(金) (リモート) ①7. 10. 21(火) (リモート) ②7. 10. 27(月) ～10. 28(火) (リモート)	各 3日	裁判所職員 総合研修所	未定	訟廷管理官、訟 廷副管理官、裁 判員調整官、裁 判部企画官、課 長、文書企 画官、企画官、首 席技官、常緒企 画官（最高裁） 又は昇任後おお むね7年以上経 過した主任書記 官若しくは主任 家裁調査官の職 にある者
29	裁判部企画官任命前研修	裁判部企画官として職務を遂行するために必要な広い視野と高い識見を習得させることにより、職務意識の高揚を図る。	8. 3. 19(木) (リモート)	1日	裁判所職員 総合研修所	未定	令和8年4月1 日に裁判部企画 官に任命予定の 者
30	主任家庭裁判所調査官研修	主任家裁調査官として必要な指導監督能力の向上及び管理者意識の高揚を図る。	7. 6. 23(月) ～ 6. 25(水) (リモート)	3日	裁判所職員 総合研修所	未定	主任家裁調査官

(2) 階層に応じた資質・能力の向上等を目的とした研修

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	場 所	人 員	備 考
31	総合職採用職員初任研修	将来の幹部職員の候補者としての自覚を促し、職務意識の高揚を図る。	7. 4. 4(金) ～ 4. 8(火)	3日	裁判所職員総合研修所	未定	令和6年度裁判所職員採用総合職試験の合格者で、新たに採用されたもの

(3) その他

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	場 所	人 員	備 考
32	C A 研修 実務試験	書記官の執務に必要な学識及び実務知識並びに職務遂行能力の有無を判定する。	7. 6. 23(月) ～ 7. 11(金)	15日	裁判所職員総合研修所	未定	裁判所書記官任用試験の第2次試験に合格した者
			7. 7. 14(月) ～ 8. 15(金)	23日	実務研修実施庁		
			7. 8. 18(月) ～ 9. 5(金)	15日	裁判所職員総合研修所		

2 高裁委嘱研修

(1) 業務内容に応じた専門性・能力の向上等を目的とした研修

ア 裁判事務に関するもの

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	場 所	人 員	備 考
33	書記官 ブラッシュアップ研修	中堅書記官に求められる思考力・表現力等を執務で十分に発揮できるよう、基本的資質・能力を磨き、執務の質の向上につなげる契機とする。	7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	5日	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	未定	書記官任用資格取得後5年以上の者(中間管理者以上の者を除く。)
34	家庭裁判所調査官 実務研究会	家庭事件の調査上の諸問題について研究及び討議を行うことにより、調査実務の充実及び改善に寄与させる。	実施機関が適宜決定	3日	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	未定	主任家裁調査官、家裁調査官

イ 事務局事務に関するもの

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	場 所	人 員	備 考
35	次席 家庭裁判所調査官等 実務研究会	高等裁判所で実施する委嘱研修及び高裁ブロック研修の運営等について研究及び討議を行うことにより、研修等の充実及び改善に寄与させる。	実施機関が適宜決定	1日	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	未定	次席家裁調査官、総括主任家裁調査官

ウ 裁判事務及び事務局事務に関するもの

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	場 所	人 員	備 考
36	事務官専門研修	総務、人事、会計及び裁判部の各分野について、その事務を処理するために必要な専門的知識及び技能を付与することにより、中核的役割を果たしている事務官の執務能力の向上を図る。	実施機関が適宜決定	2~3日	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	未定	採用後7年以上の行(一)事務官(専門官以上の職にある者を除く。)又は営繕専門職(最高裁を含む。)

エ 管理業務に関するもの

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	場 所	人 員	備 考
37	新任中間管理者研修	職務遂行に必要な管理能力及び管理技法を付与することにより、中間管理者としてふさわしい職員を養成する。	実施機関が適宜決定	5日※1	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	未定	新たに主任書記官、訟廷管理官、訟廷副管理官、裁判員調整官、裁判部企画官、主任家裁調査官、速記管理官、速記副管理官、課長、文書企画官、課長補佐、首席技官、班長(最高裁)、主任技官(最高裁を含む。)、地裁本庁所在地にある検審局長等に任命された者

(2) 階層に応じた資質・能力の向上等を目的とした研修

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	場 所	人 員	備 考
38	新任係長研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより係長としてふさわしい職員を養成する。	実施機関が適宜決定	3日※1	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	未定	新たに係長に任命された者又は営繕専門職(最高裁を含む。)
39	新任主任・調査員研修	職務遂行に必要な知識及び技能を付与することにより、主任・調査員としてふさわしい職員を養成する。	実施機関が適宜決定	3日※1	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	未定	新たに主任・調査員に任命された事務官及びそれと同等の者又は営繕専門職

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	場 所	人員	備 考
40	ジャンプアップ研修	職務での問題点の発見と改善等について研究及び討議を行うことにより、仕事の進め方にに関する基本的な能力を向上させ、中堅事務官としてふさわしい職員を養成する。	実施機関が適宜決定	3日 ※1	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	未定	採用後7年以上10年未満の行 (一)事務官(係長、専門職以上の職にある者及び書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者を除く。)、行(一)技官
41	ステップアップ研修	本格的なジョブローテーションが始まる前にその意義を理解させ、動機付けを行うとともに、職務遂行能力の向上を図り、事務局事務等の一般的な知識を付与する。	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定 ※2	3日 ※1	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	未定	採用3年目の行 (一)事務官、行(一)技官
42	事務官法律研修	通信研修及び面接研修を通じて基礎的な法学教育を行うことにより、資質及び事務処理能力の向上を図る。	通信研修 実施機関が適宜決定 面接研修 実施機関が適宜決定	9~11日	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	未定	採用後1年以上の行 (一)事務官(書記官又は家裁調査官の任用資格を有する者、総合職(I種、上級)試験合格者等を除く。)
43	新採用職員研修	国民全体の奉仕者としての使命を自覚させるとともに裁判所職員として必要な基礎的知識を付与し、裁判所職員にふさわしい心構えをかん養する。	実施機関が適宜決定	4日	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	未定	新たに採用された職員(総合職採用職員を除く。)

※1 実施機関がその実情に応じて短縮することも可とする。

※2 実施機関がその実情に応じて適宜決定することも可とする。

(3) その他

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	場 所	人員	備 考
44	トータルキャリア研修	高年齢層の職員が、定年引上げ後も引き続きその能力・経験を十分に生かして職務を遂行できるよう、意識啓発を行い、今後の自分の職務について考える契機とする。	実施機関が適宜決定	1日	裁判所職員総合研修所(分室を含む。) 又は高等裁判所等	未定	当該年度中に56歳に達する職員(医(一)職員を除く。)

3 各庁委嘱研修

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	場 所	人員	備 考
45	フォローアップセミナー	裁判所職員として必要な基礎的知識を確認させ、幅広い視野で職務を遂行する姿勢をかん養する。	①2月から3月までの間で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	3日 ※1	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	未定	採用後1年程度を経過した行 (一)事務官、 行(一)技官
46	フレッシュセミナー	職員として当面必要な知識を付与し、職場への円滑な定着を図る。	採用後勤務初日及び2日目	2日 ※1	高等裁判所 地方裁判所 家庭裁判所	未定	新たに採用された職員

※1 実施機関がその実情に応じて短縮することも可とする。

4 研究

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	場 所	人員	備 考
47	合 同 実 務 研 究	異なる職種の職員に裁判所の職種間の連携・協働に関する研究を共同してさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	7. 9 ～ 8. 3	7月	研究員が所属する裁判所	未定	書記官、家裁調査官等
48	書記官実務研究	書記官実務における諸問題について、体系的かつ実証的な研究をさせることにより、実務の改善及び向上に寄与させる。	7. 4 ～ 8. 3	1年	裁判所職員総合研修所	2	書記官
49	家庭裁判所調査官実務研究 (指定研究)	家庭事件調査実務に必要な理論及び技法に関する実証的研究を行わせることにより、調査実務能力の向上に寄与させる。	7. 4 ～ 8. 3	1年	研究員が所属する家庭裁判所及び裁判所職員総合研修所	6	家庭裁判所調査官実務研修又は令和4年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者
	同 上 (個人及び 共同研究)		7. 7 ～ 8. 3	8月	研究員が所属する家庭裁判所	未定	(個人研究) 家庭裁判所調査官実務研修又は令和6年度以前の家庭裁判所調査官応用研修を終了した者 (共同研究) 家裁調査官

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	場 所	人員	備 考
50	家庭裁判所調査官 関係機関特別研究 (家事及び少年 関係機関についての研究)	関係機関における業務 の実際に関する研究を行わせることにより、 調査実務能力の向上に寄与させる。	7. 7 ~ 8. 3	8月	派遣先 関係機関 及び 研究員が 所属する 家庭裁判所	未定	家庭裁判所調査 官実務研修又は 令和6年度以前 の家庭裁判所調 査官応用研修を 終了した者
	同 上 (心身の鑑別についての研究)		8. 2 ~ 3	1月	矯正研修所 及び 研究員が 所属する 家庭裁判所	3	家庭裁判所調査 官実務研修又は 令和4年度以前 の家庭裁判所調 査官応用研修を 終了した者
	同 上 (更生保護についての研究)		8. 2 ~ 3	1月	法務総合研 究所及び 研究員が 所属する 家庭裁判所	3	家庭裁判所調査 官実務研修又は 令和6年度以前 の家庭裁判所調 査官応用研修を 終了した者

5 委託研修

番号	委 託 庁	名 称	人 員
51	人 事 院	行政研修（課長補佐級）	未定
52	財 務 省	会計事務職員研修	未定
53		会計事務職員契約管理研修	
54		予算編成支援システム研修	
55		予算担当職員初任者研修	
56		決算書作成システム研修	
57		会計監査事務職員研修	
58	国 税 庁	税務大学校本科特別研修	未定
59	デ ジ タ ル 庁	情報システム統一研修	未定

6 自庁研修

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期間	場 所	人員	備 考
60	高裁ブロック研修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。		実施機関が適宜決定			高裁管内に勤務する職員

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期 間	場 所	人 員	備 考
61	自 庁 研 修	職務遂行に必要な知識、技能等を習得させ、執務能力の向上と職務意識の高揚を図る。		実施機関が適宜決定			最高裁、高地家簡裁に勤務する職員

第2 協議会

番号	名 称	目 的	実 施 時 期	期 間	場 所	人 員	備 考
62	研 修 計 画 協 議 会	研修実施計画及び研修運営上の諸問題について協議する。	8. 1. 8(木) (リモート)	1 日	裁判所職員 総合研修所	約30	高裁の次長、首席書記官、高裁所在地の首席家裁調査官（全員）

第3 養成

1 裁判所書記官養成課程

番号	部	期	実施時期等	期間	人員	備考
63	第一 部	22 期	7. 4. 1(火) 入所 4. 1(火)～ 予修期修習 5. 7(水) 入所式 5. 7(水)～ 第1期研修 7. 22(火)～ 実務修習 10. 1(水)～ 第2期研修 8. 3. 24(火) 修了	1年	未定	第一部入所試験合格者で、最高裁が指名したもの
64	第二 部	第 21 期 (2年生)	6. 4. 1(月) 入所 4. 1(月)～ 予修期修習 5. 7(火) 入所式 5. 7(火)～ 裁判事務修習 10. 15(火)～ 第1期研修 7. 5. 7(水)～ 第2期研修 7. 22(火)～ 実務修習 10. 1(水)～ 第3期研修 8. 3. 24(火) 修了	2年	127	第二部入所試験合格者で、最高裁が指名したもの
		第 22 期 (1年生)	7. 4. 1(火) 入所 4. 1(火)～ 予修期修習 5. 7(水) 入所式 5. 7(水)～ 裁判事務修習 10. 14(火)～ 第1期研修 8. 5. 上旬～ 第2期研修 7. 下旬～ 実務修習 10. 上旬～ 第3期研修 9. 3. 下旬 修了	2年	未定	

2 家庭裁判所調査官養成課程

番号	期	実施時期等	期間	人員	備考
65	第 21 期	6. 4. 1(月) 入所 4. 1(月)～ 実務修習(予修期) (4. 4～8を除く。) 5. 7(火) 入所式 5. 7(火)～ 前期合同研修 7. 16(火)～ 実務修習 7. 9. 16(火)～ 後期合同研修 8. 3. 24(火) 修了	2年	54	令和6年度採用の家裁調査官補で、最高裁が指名したもの
66	第 22 期	7. 4. 1(火) 入所 4. 1(火)～ 実務修習(予修期) (4. 4～8を除く。) 5. 7(水) 入所式 5. 7(水)～ 前期合同研修 7. 22(火)～ 実務修習 8. 9. 中旬～ 後期合同研修 9. 3. 下旬 修了	2年	未定	令和7年度採用の家裁調査官補で、最高裁が指名したもの

令和7年度裁判所職員（裁判官以外）研修のイメージ【研修の目的による整理】

(赤字部分=新規又は有機的結合・融合)



裁判所職員総合研修所

	業務内容に応じた専門性・能力の向上等を目的とした研修等			階層に応じた資質・能力の向上等を目的とした研修	その他
	裁判事務系	事務局事務系	管理業務系		
管理職員層			次席家裁調査官等実務研究会 研修指導研究会 実務指導研究会（民・刑・家） 情報セキュリティ研修	トップマネジメント研究会 首席家裁調査官研究会 管理者研究会（組織運営） 裁判部ゼネラルマネジメント研究会 次席家裁調査官等研究会 次席書記官研究会 管理者研究会	研修計画協議会
中間管理職員層	実務研究会（民・少） 家裁調査官実務研究会 家事特別研究会 家裁調査官特別研修 速記官中央研修 執行官実務研究会 新任執行官研修 合同実務研究 書記官実務研究 書記官プラッシュアップ研修 家裁調査官応用研修 事務官専門研修	家裁調査官実務研究・関係機関特別研究	係長等（総務・人事・会計）研修 訟廷管理係長研修 研修事務担当者研修 情報処理研修	中間管理者研修Ⅱ 裁判部企画官任命前研修 中間管理者研修Ⅰ 主任家裁調査官研修 新任中間管理者研修	トータルキャリア研修 高裁判官研修 各種自序研修
管理職員等以外の職員層				新任係長研修 新任主任・調査員研修 ジャンプアップ研修 ステップアップ研修 事務官法律研修 フォローアップセミナー 新採用職員研修・総合職採用職員初任研修 フレッシュセミナー	CA研修実務試験
養成	書記官養成課程 家裁調査官養成課程				

中央研修 高裁委嘱研修 各序委嘱研

研究 自序研 協議会 養成課程

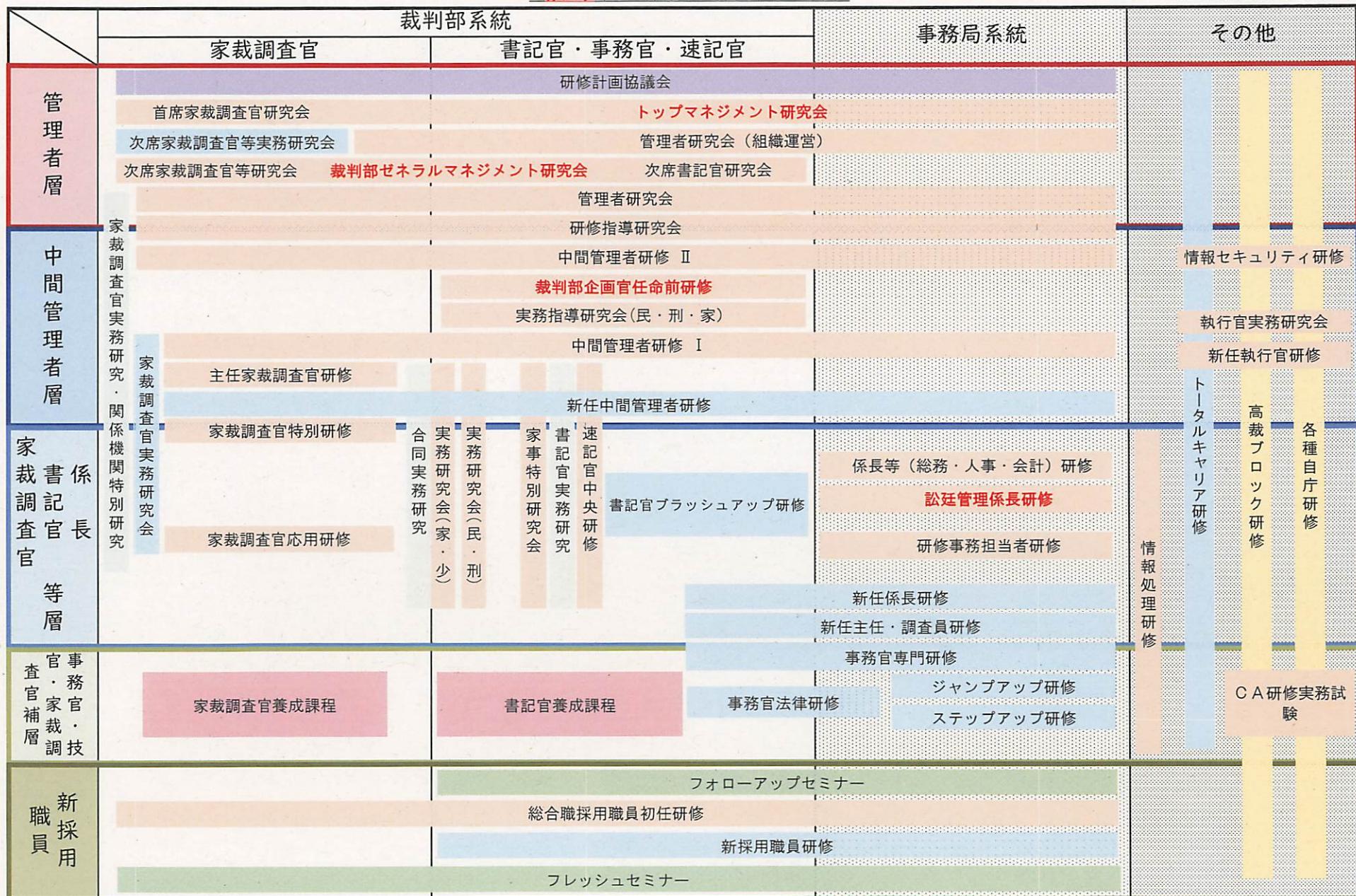
* 各分野における課題への取組の進展状況や喫緊の課題に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

令和7年度裁判所職員（裁判官以外）研修のイメージ【対象者による整理】

(赤文字部分=新規又は有機的結合・融合)



裁判所職員総合研修所



中央研修

高裁委嘱研修

各序委嘱研修

研究

自序研修

協議会

養成課程

* 各分野における課題への取組の進展状況や喫緊の課題に応じて、裁判所職員総合研修所長において、別途研修を実施することがある。

*研修名の頭に付した記号は、◎は中央研修、○は高裁委嘱、△は各庁委嘱研修、●は自庁研修を表す。

番号	研修名等	令和7年度				令和6年度				備考
		実施時期	期間	人員	実施時期	期間	人員			
1	◎家事実務研究会(※)	[リ] 7.11.5(水)～11.7(金)	3	約100	[リ] 6.11.6(水)～11.8(金)	3	99			
2	◎少年実務研究会(※)	[リ] 7.9.10(水)～9.12(金)	3	約100	[リ] 6.9.11(水)～9.13(金)	3	100			
3	◎民事実務研究会	第1回 (※)	[リ] 7.6.16(月)～6.17(火)	2	約50	[リ] 6.6.17(月)～6.18(火)	2	50		
						[リ] 6.10.7(月)		57		
		第2回 (※)	[リ] 7.12.5(金)	各1	約50	[リ] 6.12.6(金)	各1	53		
		第3回	[リ] 8.2.20(金)		約50	[リ] 7.2.21(金)		約54		
4	◎刑事実務研究会(※)	[リ] 7.6.16(月)～6.17(火)	2	約60	[リ] 6.6.17(月)～6.18(火)	2	58			
5	◎家事特別研究会(※)	[リ] 7.10.1(水)～10.2(木)	2	約50	[リ] 6.10.2(水)～10.3(木)	2	50			
6	◎家庭裁判所調査官特別研修	第1回	[リ] 7.10.14(火)～10.16(木)	各3	約50	[リ] 6.10.15(火)～10.17(木)	各3	51		
		第2回	[リ] 7.12.3(水)～12.5(金)		約40	6.11.27(水)～11.29(金)		38		
		第3回	[リ] 8.1.21(水)～1.23(金)		約50	7.1.22(水)～1.24(金)		約37		
7	◎家庭裁判所調査官応用研修	7.7.1(火)～7.4(金)	4	未定	6.7.2(火)～7.5(金)	4	43			
8	◎速記官中央研修	[リ] 7.6.25(水)～6.26(木)	2	約20	6.6.26(水)～6.27(木)	2	16			
	◎総括執行官研究会(☆)				6.7.2(火)～7.4(木)	3	21			
9	◎執行官実務研究会	8.2.25(水)～2.27(金)	3	未定	7.2.26(水)～2.28(金)	3	約20			
10	◎新任執行官研修	7.5.20(火)～5.23(金)	4	未定	6.5.21(火)～5.24(金)	4	19			
11	◎研修指導研究会	第1回	7.5.28(水)～5.30(金)	各3	約50	6.5.29(水)～5.31(金)	各3	48		
		第2回	[リ] 7.12.1(月)～12.3(水)		約50	[リ] 6.12.2(月)～12.4(水)		48		
12	◎実務指導研究会	民事	[リ] 7.5.9(金) 7.5.14(水)	各2	約50	[リ] 6.5.9(木) 6.5.15(水)	各2	36		
		刑事	[リ] 7.5.9(金) 7.5.15(木)		約50	[リ] 6.5.9(木) 6.5.16(木)		41		
		家事	[リ] 7.5.9(金) 7.5.15(木)		約40	[リ] 6.5.9(木) 6.5.16(木)		20		
13	◎情報セキュリティ研修	[リ] 7.11.19(水)	1	約60～80	[リ] 6.11.20(水)	1	80			
14	◎係長等(総務担当)研修	[リ] 7.9.24(水) 7.10.2(木)～10.3(金)	3	約50	[リ] 6.9.25(水) 6.10.3(木)～10.4(金)	3	49			
15	◎係長等(人事担当)研修	[リ] 7.10.14(火) 7.11.5(水)～11.6(木)	3	約70	6.10.15(火)～10.17(木)	3	69			
16	◎係長等(会計担当)研修	[リ] 7.11.11(火)～11.12(水) 7.11.17(月)～11.18(火)	4	約60	[リ] 6.11.12(火)～11.13(水) 6.11.18(月)～11.19(火)	4	64			
17	◎訟廷管理係長研修	7.5.16(金)	1	約20	6.5.17(金)	1	20			
18	◎研修事務担当者研修	7.6.11(水)～6.12(木)	2	約40	6.6.12(水)～6.13(木)	2	41			
19	◎情報処理研修	第1回	[リ] 7.9.18(木)	1	約100	[リ] 6.9.19(木)	各1	234		
		第2回				[リ] 6.9.20(金)		[リ] 6.9.20(金)を[リ] 6.9.19(木)に変更		
20	◎トップマネジメント研究会	第1回	[リ] 7.9.16(火)	各1	約280					
		第2回	[リ] 7.9.29(月)		約50					
21	◎首席書記官研究会	第1回			[リ] 6.9.17(火)	各1	[全]	[リ] 7.1.31追加、期間2日		
		第2回			6.9.30(月)		30			
22	◎首席家庭裁判所調査官研究会	第1回	[リ] 7.9.1(月)～9.2(火)	2	8	[リ] 6.9.2(月)～9.3(火)	2	[全]		
		第2回	[参] [リ] 7.11.11(火)～11.12(水)	2	約50	[リ] 6.9.17(火) 6.11.12(火)～11.13(水)	3	[全]	[リ] 6.9.17を[リ] 7.1.31に変更	
23	◎事務局長研究会	第1回			[リ] 6.9.17(火) 7.1.31(金)	2	[全]	[リ] 6.9.17を削除、期間1日		
		第2回			7.2.14(金)	1	約24			
22	◎管理者研究会(組織運営)(※)	[リ] 7.5.20(火) [リ] 7.6.5(木)～6.6(金)	3	未定	[リ] 6.5.21(火) 6.6.6(木)～6.7(金)	3	58			
23	◎裁判部ゼネラルマネジメント研究会	[リ] 7.11.27(木)	1	未定						
24	◎次席書記官研究会	[リ] 7.7.8(火) [リ] 7.11.27(木)	2	未定	[リ] 6.7.9(火) [リ] 6.11.26(火)	2	59			
25	◎次席家庭裁判所調査官等研究会	[リ] 7.9.8(月) [リ] 7.11.28(金)	2	未定	[リ] 6.9.9(月) [リ] 6.9.19(木)～9.20(金)	3	26			
26	◎管理者研究会	[リ] 7.4.15(火)～4.17(木) 7.4.21(月)～4.22(火)	5	未定	[リ] 6.4.16(火)～4.18(木) 6.4.22(月)～4.23(火)	5	140			
27	◎中間管理者研修Ⅰ	第1回	[リ] 7.9.4(木)～9.5(金) 7.10.7(火)～10.8(水)	各4	約100	[リ] 6.9.5(木)～9.6(金) 6.10.8(火)～10.9(水)	各4	83		
		第2回	[リ] 7.9.4(木)～9.5(金) 7.10.9(木)～10.10(金)		約100	[リ] 6.9.5(木)～9.6(金) 6.10.10(木)～10.11(金)		79		
		第3回	[リ] 8.1.14(水)～1.15(木) 8.2.3(火)～2.4(水)		約100	[リ] 7.1.15(水)～1.16(木) 7.2.4(火)～2.5(水)		約80		
		第4回	[リ] 8.1.14(水)～1.15(木) 8.2.5(木)～2.6(金)		約100	[リ] 7.1.15(水)～1.16(木) 7.2.6(木)～2.7(金)		約80		

令和7年度				令和6年度				
番号	研修名等	実施時期	期間	人員	実施時期	期間	人員	備考
28	◎中間管理者研修Ⅱ	第1回 [リ] 7.10.21(火) [リ] 7.10.23(木)～10.24(金)	各3	未定	[リ] 6.10.22(火) 6.10.24(木)～10.25(金)	各3	70	
		第2回 [リ] 7.10.21(火) [リ] 7.10.27(月)～10.28(火)		未定	[リ] 6.10.22(火) 6.10.28(月)～10.29(火)		69	
29	◎裁判部企画官任命前研修	[リ] 8.3.19(木)	1	未定	未定	1	未定	
30	◎主任家庭裁判所調査官研修	[リ] 7.6.23(月)～6.25(水)	3	未定	[リ] 6.6.24(月)～6.26(水)	3	44	
31	◎総合職採用職員初任研修	7.4.4(金)～4.8(火)	3	未定	6.4.4(木)～4.8(月)	3	75	
32	◎CA研修実務試験	前期研修 7.6.23(月)～7.11(金)	15	未定	6.6.24(月)～7.12(金)	15	60	
		実務研修 7.7.14(月)～8.15(金)	23		6.7.16(火)～8.16(金)	23		
		後期研修 7.8.18(月)～9.5(金)	15		6.8.19(月)～9.6(金)	15		
33	○書記官ブッシュアップ研修	7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	5	未定	7月から9月までの間で実施機関が適宜決定	5	313	
34	○家庭裁判所調査官実務研究会	実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	未定	
35	○次席家庭裁判所調査官等実務研究会	実施機関が適宜決定	1	未定	実施機関が適宜決定	1	未定	
36	○事務官専門研修	実施機関が適宜決定	2～3	未定	実施機関が適宜決定	2～3	未定	
37	○新任中間管理者研修	実施機関が適宜決定	5	未定	実施機関が適宜決定	5	未定	
38	○新任係長研修	実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	281	
39	○新任主任・調査員研修	実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	未定	
40	○ジャンプアップ研修	実施機関が適宜決定	3	未定	実施機関が適宜決定	3	未定	
41	○ステップアップ研修	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	3	未定	2月から3月までの間で実施機関が適宜決定	3	未定	
42	○事務官法律研修	通信研修 実施機関が適宜決定	9～11	未定	実施機関が適宜決定	9～11	293	
		面接研修 実施機関が適宜決定			実施機関が適宜決定			
43	○新採用職員研修	実施機関が適宜決定	4	未定	実施機関が適宜決定	4	未定	
44	○トータルキャリア研修	実施機関が適宜決定	1	未定	実施機関が適宜決定	1	未定	
45	◇フォローアップセミナー	①2月及び3月までの間で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	3	未定	①2月及び3月までの間で実施機関が適宜決定 ②実施機関の実情に応じて、①に定める日に加え、実施機関が適宜決定	3	未定	
46	◇フレッシュセミナー	勤務初日及び2日目	2	未定	勤務初日及び2日目	2	未定	
47	合同実務研究	7.9～8.3	7月	未定	6.9～7.3	7月	7	
48	書記官実務研究	7.4～8.3	1年	2	6.4～7.3	1年	2	
49	家庭裁判所調査官実務研究 (指定研究)	7.4～8.3	1年	6	6.4～7.3	1年	6	
		同上 (個人及び共同研究)	7.7～8.3	8月	未定	6.7～7.3	8月	10
50	家庭裁判所調査官関係機関特別研究(家事及び少年関係機関についての研究)	7.7～8.3	8月	未定	6.7～7.3	8月	16	
		同上 (心身の鑑別についての研究)	8.2～3	1月	3	7.2～3	1月	3
		同上 (更生保護についての研究)	8.2～3	1月	3	7.2～3	1月	3
60	●高裁ブロック研修	実施機関が適宜決定	実施機関が適宜決定					
61	●自序研修	実施機関が適宜決定	実施機関が適宜決定					
62	◎研修計画協議会	[リ] 8.1.8(木)	1	約30	[リ] 7.1.9(木)	1	約30	
63	書記官養成課程第一部	第22期 7.4.1(火)～8.3.24(火)	1年	未定	6.4.1(月)～7.3.25(火)	1年	231	令和6年度欄は第21期生
64	書記官養成課程第二部	第21期 (2年生) 6.4.1(月)～8.3.24(火)	2年	127	5.4.1(土)～7.3.25(火)	2年	93	令和6年度欄は第20期生
		第22期 (1年生) 7.4.1(火)～9.3月下旬	2年	未定	6.4.1(月)～8.3.25(水)	2年	127	令和6年度欄は第21期生
65	家裁調査官養成課程第21期	6.4.1(月)～8.3.24(火)	2年	54	5.4.1(土)～7.3.25(火)	2年	53	令和6年度欄は第20期生
66	家裁調査官養成課程第22期	7.4.1(水)～9.3月下旬	2年	未定	6.4.1(月)～8.3.25(水)	2年	54	令和6年度欄は第21期生

- ・(※)を付したものについては、カリキュラムについて司研と合同実施を検討中
- ・(△)を付したものについては、隔年実施
- ・中央研修については、[リ]一リモート、無印一参集、[参orリ]→参集・リモートの別が未定のもの
- ・令和6年度の人員のうち、[全]を付したもののは、対象官職の職員全員が参加
- ・備考欄には、令和6年度について当初計画から変更等があった内容等を記載

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
実施本数	2	5	6	6	7
参加人員	150	349	402	403	465

年 度	研 修 等 の 名 称 (テ ー マ 等)	実施時期 (合同実施日数)	参 加 員	備考
2	管理者研究会（組織運営） (支部運営における本庁との連携について)	5/19～21 (1日間)	約60	研修中止
	民事実務（訴訟）研究会 (民事立会部における裁判官と書記官との協働について)	6/12～13 (1日間)	50	研修中止
	刑事実務研究会 (刑事事件における裁判官と書記官との協働について)	11/18～19 (1日間)	50	研修中止
	家事実務研究会 (家事事件における家庭裁判所の機能充実に向けた職種間連携、面会交流事件における審理と調査)	11/5 (1日間)	書50 調50	H16、H19～合同実施
	家事特別研究会 (基本計画を踏まえた後見人等の選任の在り方、これから報酬付与の在り方等)	10/8 (1日間)	50	H24～合同実施
	少年実務研究会 (少年審判の機能充実に向けた職種間連携)	3/2、4、9、15 の中で高基別に各1日	調50	合同実施は中止 家裁調査官研究員単独実施部分を実施
3	管理者研究会（組織運営） (支部運営における本庁との連携について)	5/18～20 (1日間)	約60	研修中止
	民事実務（訴訟）研究会 (民事立会部における裁判官と書記官との協働について)	6/9～10 (1日間)	50	6/9で実施 H16～合同実施 (H23を除く)
	刑事実務研究会 (刑事事件における裁判官と書記官との協働について)	11/10 (1日間)	50	H16～H19、H25～合同実施
	家事実務研究会 (家事事件における家庭裁判所の機能充実に向けた職種間連携、面会交流事件における審理と調査)	11/17～18 (2日間)	書50 調49	H16、H19～合同実施
	家事特別研究会 (基本計画を踏まえた後見人等の選任の在り方、これから報酬付与の在り方等)	10/7～8 (2日間)	50	H24～合同実施
	少年実務研究会 (少年審判の機能充実に向けた職種間連携)	12/20～21 (2日間)	書50 調50	H17、H18、H20～合同実施 (ただし、 R2は合同実施中止、家裁調査官研究員 単独実施部分を実施)
4	管理者研究会（組織運営） (支部運営における本庁との連携について)	5/24～26 (1日間)	次書24 次調11 次長22	H24～合同実施 (R2、R3を除く)
	民事実務研究会（第1回） (民事立会部における裁判官と書記官との協働について)	6/22～23 (1日間)	50	H16～合同実施 (H23を除く)
	刑事実務研究会 (刑事事件における裁判官と書記官の協働について)	12/7～8 (1日間)	49	H16～H19、H25～合同実施
	家事実務研究会 (家事事件における家庭裁判所の機能充実に向けた職種間連携、調停運営の在り方)	11/8～10 (2日間)	書49 調49	H16、H19～合同実施
	家事特別研究会 (基本計画を踏まえた後見人等の選任・交代の在り方、新たな報酬算定の運用イメージ等)	10/5～6 (2日間)	50	H24～合同実施
	少年実務研究会 (少年審判の審理における職種間連携の在り方)	9/7～9 (2日間)	書48 調50	H17、H18、H20～合同実施 (ただし、 R2は合同実施中止、家裁調査官研究員 単独実施部分を実施)
5	管理者研究会（組織運営） (支部運営における本庁との連携について)	5/23、6/8～9 (1日間)	次書19 次調15 次長23	H24～合同実施 (R2、R3を除く)
	民事実務研究会（第1回） (民事立会部における裁判官と書記官との協働について)	6/19～20 (1日間)	50	H16～合同実施 (H23を除く)
	刑事実務研究会 (刑事事件における裁判官と書記官の協働について)	6/19～20 (1日間)	50	H16～H19、H25～合同実施
	家事実務研究会 (充実した調停運営と職種間の連携協働の在り方)	11/7～9 (2日間)	書50 調50	H16、H19～合同実施
	家事特別研究会 (基本計画を踏まえたチーム支援と家庭裁判所の役割、報酬算定の在り方等)	10/4～5 (2日間)	49	H24～合同実施
	少年実務研究会 (少年審判の機能充実に向けた職種間連携)	9/6～8 (2日間)	書48 調49	H17、H18、H20～合同実施 (ただし、 R2は合同実施中止、家裁調査官研究員 単独実施部分を実施)
6	管理者研究会（組織運営） (支部運営における本庁との連携について)	5/21、6/6～7 (1日間)	次書20 次調16 次長23	H24～合同実施 (R2、R3を除く)
	民事実務研究会（第1回） (民事立会部における裁判官と書記官との協働について)	6/17～18 (1日間)	50	H16～合同実施 (H23を除く)
	民事実務研究会（第3回） (民事立会部における裁判官と書記官との協働について)	12/6 (1日間)	49	
	刑事実務研究会 (刑事事件における裁判官と書記官の協働について)	6/17～18 (1日間)	58	H16～H19、H25～合同実施
	家事実務研究会 (充実した調停運営と職種間の連携協働の在り方)	11/6～8 (2日間)	書49 調50	H16、H19～合同実施
	家事特別研究会 (報酬算定の在り方、財産管理事務の監督の在り方、身上保護事務の監督の在り方)	10/2～3 (2日間)	50	H24～合同実施
	少年実務研究会 (少年審判の審理充実に向けた職種間連携)	9/11～13 (2日間)	書50 調50	H17、H18、H20～合同実施 (ただし、 R2は合同実施中止、家裁調査官研究員 単独実施部分を実施)